Tesla「モデル３」分解部品貸出要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、Tesla「モデル３」分解部品（以下「部品」という）の貸出し等に関し、必要な事項等を定めるものとする。

（事業の目的）

第２条　Tesla「モデル３」の分解部品貸出を通じ、EV とガソリン車の部品構造や加工技術の違いを比較・理解する。併せて自社の製造可能性を検証し、改善点や課題を抽出して EV 市場参入を目指すことを目的とする。

（部品の貸出し）

第３条　公益財団法人群馬県産業支援機構（以下「機構」という。）は、次の各号全てに該当する場合において、部品を貸し出すことができる。

(1)　機構が承認した貸出期間を遵守すること。

(2)　部品を第三者に対して転貸しないこと。ただし、機構が認めた場合はこの限りではない。

(3)　部品の分解や切断等を伴う調査については、これを認めるものとする。

(4)　部品貸出し後にアンケートに協力すること。また、部品貸出により、得られた成果をレポートにまとめ提出すること。

２　前項に規定する貸出の期間は、貸出日から返却日を含めて３か月以内とする。

ただし、貸出期間中に他の企業から同じ部品の貸出申請があったとき、または、機構が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。なお、返却日が機構の休日に当たる場合には、同日以降の最初の機構の業務日を返却の日とする。

３　第１項の貸出は、１団体ごとの回数制限を設けない。

（貸出しの申請）

第４条　部品の借用を希望する者は、専用の申請フォームから申請を行い、機構の承認を受けなければならない。

２　前項の申請書は、原則として借用しようとする日の５日前までに提出しなければならない。ただし、機構が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

（貸出しの承認等）

第５条　機構は、前条の申請書の提出があった場合、第３条第１項各号全てに該当する場合のみ、部品の貸出しを承認する。

２　前項の承認は、貸出承認書（様式第１号）をもって行う。

（貸出しの方法）

第６条　原則として、部品の受け渡しは機構にて対面で行うものとする。

（貸出料）

第７条　部品の貸出料は、無料とする。

（貸出承認の取消し）

第８条　借用者が、第３条第１項各号に定める規定、その他のこの要綱等に違反したときは、その承認を取り消すとともに、以後の貸出しは承認しない。

２　機構は、借用者が前項の処分によって損害を受けることがあっても、その補償の責は負わない。

（原状回復）
第９条　部品の調査・分析以外の理由により、部品を破損した場合、機構が、部品の補修等を求めたときは、借用者はこれに従わなくてはならない。

（機構の免責）
第 10 条　部品の貸出しにより、借用者が被った被害及び借用者によりなされた第三者への損害に対しては、機構は一切その責めを負わない。

（補則）
第 11 条　この要綱に定めるもののほか、部品の貸出しに係る必要な事項は、機構が別に定める。

附　則
この要綱は、令和８年５月２５日から施行する。